

○山武市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱

令和5年3月31日告示第48号

改正

令和5年6月23日告示第109号

令和5年10月23日告示第144号

令和7年3月27日告示第36号

令和8年3月31日告示第63号

山武市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山武市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び千葉県等と共に策定した千葉県まち・ひと・しごと創生推進交付金計画に基づき、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から本市に移住した者に対し、予算の範囲内において山武市起業・就業者創出事業移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することに関し、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する東京都の特別区の区域をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。
- (4) 転入 本市に新たに住所を定め、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (5) 転出 本市から住所を移し、本市の住民基本台帳から消除されることをいう。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者は、別表第1に掲げる要件を満たすもののうち、別表第2、別表第3又は別表第4に掲げる要件を満たすものとする。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、複数人の世帯の者にあつては100万円、単身世帯の者にあつ

ては60万円とする。

- 2 前項の複数人の世帯の者であって、申請日の属する年度の4月1日時点における年齢が18歳未満の世帯員（当該申請者及びその配偶者を除く。以下同じ。）が同時に転入したときは、前項に規定する移住支援金に100万円を加算して得た額とする。

（交付の申請）

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、山武市U I Jターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付申請書（別記第1号様式）に、次の表に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

区分	提出書類
1 全員が提出する書類	(1) 住民票の謄本（続柄の記載があるもの） (2) 移住元の住民票の除票の写し（移住元の在住地及び在住期間を確認できる書類） (3) 身分証明書の写し（原則、写真付きとする）
2 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者が提出する書類	東京23区で就業していた企業等の就業証明書（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
3 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主が提出する書類	(1) 履歴事項全部証明書又は開業届の写し（移住元での勤務地を確認できる書類） (2) 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）
4 東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者が提出する書類	(1) 卒業証明書（在学期間及び卒業校を確認できる書類） (2) 東京23区内で就業していた企業等の就業証明書（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
5 別表第1中の4の要件に該当する申請者	移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）
6 別表第2の要件に該当する申請者	就業先企業等の就業証明書（別記第2号様式）

7 別表第3の要件に該当する申請者	(1) 住民票の除票又は戸籍の附票（本申請における転入より前に、本市の住民基本台帳に記録されていたことを確認できる書類） (2) 関係人口に関する就業先企業等の就業証明書（別記第3号様式）
8 別表第4の要件に該当する申請者	起業支援金交付決定通知書

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当であると認めるときは、山武市U I Jターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、移住支援金を交付することが適当でないとき、その理由を付して、山武市U I Jターンによる起業・就業者創出事業移住支援金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、速やかに山武市U I Jターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付請求書（別記第6号様式）に振込先がわかる書類（預金通帳又はキャッシュカードの写し等）を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に交付決定者に対し移住支援金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 市長は、移住支援金の交付に係る事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定を受けた者に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取り消し及び返還請求)

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した移住支援金について当該各号に定める額の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 虚偽の申請、報告等をした場合 全額
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満で本市から転出した場合 全額
- (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

全額

(4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 全額

(5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額

2 市長は、前項の規定により移住支援金の交付決定を取り消したときは、山武市U I Jターンによる起業・就業者創出事業支援金交付決定取消通知書（別記第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により移住支援金の交付決定を取り消した場合において、既に移住支援金を交付しているときは、山武市U I Jターンによる起業・就業者創出事業返還命令書（別記第8号様式）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の山武市U I Jターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

1 移住元に関する要件	次のいずれにも該当すること。この場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。 (1) 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 (2) 転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在
-------------	--

	<p>住又は東京圏（ただし、千葉県を除く。）のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、転入前3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。</p>
2 移住先に関する要件	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。ただし、千葉県U I Jターンによる起業・就業者等創出事業補助金交付要領（以下この項において「県要領」という。）別表1イ移住先に関する要件の項（ウ）に定める事由に該当すると市長が認める場合は、県要領に定める期限とする。</p> <p>(2) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。</p>
3 その他の要件	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 転入した日において満50歳未満であること。</p> <p>(2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力の関係者と関係を有する者でないこと。</p> <p>(3) 日本人である、又は外国人であって、永住者、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(4) 世帯全員に山武市の市税及び国民健康保険税に滞納がないこと</p> <p>(5) その他市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。</p>
4 複数人世帯に関する要件（複数人世帯向けの移住支援金の交付を申請する場合に限る。）	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。</p> <p>(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。</p> <p>(3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後1年以内であること。</p>

	(4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
--	---

別表第2（第3条関係）

就業に関する要件

<p>1 一般の場合</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>(2) 就業先が、千葉県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。</p> <p>(3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。</p> <p>(4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>(5) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。</p> <p>(6) 当該法人等に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>
<p>2 専門人材の場合</p>	<p>千葉県が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して就業した者は、次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>(2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>(3) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>(5) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの</p>

	参加等、離職することが前提でないこと。
--	---------------------

別表第3（第3条関係）

関係人口に関する要件	<p>本市や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、本市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、次に掲げる(1)に該当し、かつ、(2)又は(3)のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 本申請における転入より前に、本市の住民基本台帳に記録されたことがある者。</p> <p>(2) 本市内で農林水産業に従事する者。</p> <p>(3) 本市内で家業等を継ぐ者。</p>
------------	--

別表第4（第3条関係）

起業に関する要件	<p>移住支援金の申請日までの1年以内に、千葉県が実施する地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。</p>
----------	--

別記

第1号様式（第5条関係）

（宛先）山武市長

年 月 日

山武市U I Jターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付申請書

山武市U I Jターンによる起業・就業者創出事業移住支援金の交付を受けたいので、山武市補助金等交付規則第3条及び山武市U I Jターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	<input type="checkbox"/>	単身	⇒	世帯の場合の人数（1の申請者は含まない）		
	<input type="checkbox"/>	世帯		同時に移住した家族の人数	人	
				上記家族のうち18歳未満の者の人数	人	
移住支援金の種類	<input type="checkbox"/>	就業	<input type="checkbox"/>	関係人口	<input type="checkbox"/>	起業
交付申請額						円

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	<input type="checkbox"/>	A. 誓約する	<input type="checkbox"/>	B. 誓約しない
別紙2「起業・就業者創出事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/>	A. 同意する	<input type="checkbox"/>	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、山武市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	<input type="checkbox"/>	A. 意思がある	<input type="checkbox"/>	B. 意思がない
支給要件を審査するため、転入日、世帯状況及び市税等の納付状況を公簿により確認することについて	<input type="checkbox"/>	A. 同意する	<input type="checkbox"/>	B. 同意しない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係について	<input type="checkbox"/>	A. 3親等以内の親族に該当しない	<input type="checkbox"/>	B. 3親等以内の親族に該当する
(関係人口の場合のみ記載) 山武市に居住したことがある	<input type="checkbox"/>	A. 居住したことがある	<input type="checkbox"/>	B. 居住していない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京 23 区への通勤者及び通学者に該当する場合のみ記載)東京 23 区への在勤・通学履歴
※5 年以上の在勤履歴を記載

期間	就業・通学先	通勤・通学先住所

管理コード(千葉県及び山武市使用欄)	
--------------------	--

別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 山武市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱に関する報告及び立入調査について、千葉県又は山武市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、山武市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に山武市外に転出した場合：全額
 - (3) 千葉県地域課題解決型起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に山武市外に転出した場合：半額
- 【就業の場合のみ】
- (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 3 移住支援金の支給を受けた後に実施される山武市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

別紙 2

起業・就業者創出事業に係る個人情報の取扱い

- 1 千葉県及び山武市は、山武市U I Jターンによる起業・就業者創出事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
また、千葉県及び山武市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 2 山武市は、（公財）千葉県産業振興センターから千葉県地域課題解決型起業支援事業の交付決定を受けている対象者の場合、次の(1)から(3)の事項の取り扱いをします。
 - (1) 山武市は、移住支援金の交付を決定した場合、（公財）千葉県産業振興センターに対し、交付決定対象者の氏名及び交付決定日を、千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金交付決定通知書の写しを添えて通知します。
 - (2) （公財）千葉県産業振興センターが千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を取り消した場合、山武市は、山武市が移住支援金に係る交付決定取消事務を行うために必要な範囲で、（公財）千葉県産業振興センターから千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金に係る交付決定取消に関する情報の提供を受けます。
 - (3) 千葉県地域課題解決型起業支援事業に係る伴走支援に必要があるとして（公財）千葉県産業振興センターから求めがあった場合、山武市は、山武市の把握している住所及び連絡先を（公財）千葉県産業振興センターに情報提供します。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）山武市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所	
勤務先事業所名	
勤務先電話番号	
応募受付年月日	年 月 日
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用契約
勤務者と代表者、取締役等の経営を担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材戦略拠点事業を利用している場合のみ	離職することが前提の就業ではない

山武市U I J ターンによる起業・就業者創出事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）山武市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

㊟

就業証明書（関係人口）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所	
勤務先事業所名	
勤務先電話番号	
就業年月日	年 月 日
関係人口要件	<input type="checkbox"/> 農林水産業への就業 <input type="checkbox"/> 家業等への就業

山武市U I J ターンによる起業・就業者創出事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第4号様式（第6条関係）

第 号

様

山武市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった山武市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金について、下記のとおり交付決定したので、山武市補助金等交付規則第6条及び山武市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

山武市長



記

交付決定額

円

(備考)

- 1 山武市U I J ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全部又は一部の返還を請求します。
 - ・虚偽の申請、報告等をした場合：全額
 - ・移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合：全額
 - ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - ・移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合：半額
 - ・移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（就業の場合のみ）：全額

- 2 山武市U I J ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金の交付に係る事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合は、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

第5号様式（第6条関係）

山武市U I Jターンによる起業・就業者創出事業移住支援金不交付決定通知書

第 号

年 月 日

住所

氏名 様

山武市長



年 月 日付けで申請のあった、山武市U I Jターンによる起業・就業者創出事業移住支援金の交付について、山武市U I Jターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

交付しない理由

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）山武市長

住所
氏名
電話番号

㊟

山武市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付請求書

年 月 日付け山武市指令第 号で交付決定を受けた山武市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金について、山武市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額					円
振込先	金融機関名	銀行・農業協同組合 信用金庫・信用組合			支店 支所
	口座種別	普通・当座	口座番号		
	(フリガナ) 口座名義人				

第7号様式（第9条関係）

山武市U I Jターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名

様

山武市長



年 月 日付け山武市指令第 号で交付決定した山武市U I Jターンによる起業・就業者創出事業移住支援金について、山武市U I Jターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付決定の全部（一部）を取り消したので通知します。

記

- | | |
|-------------|--------|
| 1 交付決定額 | _____円 |
| 2 取消額 | _____円 |
| 3 取消後の交付決定額 | _____円 |
| 4 取消理由 | |

第8号様式（第9条関係）

山武市U I Jターンによる起業・就業者創出事業移住支援金返還命令書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

山武市長



年 月 日付け山武市 第 号で交付決定を取り消した山武市U I J
ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金について、山武市U I Jターンによる起業・
就業者創出事業移住支援金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり返還を命じま
す。

記

1 返還金額 _____ 円

2 返還期限 年 月 日